

一般社団法人岡山県精神保健福祉協会 入会のご案内

当協会は、さまざまな精神保健福祉事業を推進して、県民の精神的健康の保持・向上を図ることを目的に、昭和38年に設立され、平成2年に法人となりました。

主な活動としては、精神保健福祉大会の開催、機関誌「岡山こころの健康」の発行、精神保健福祉に関する知識の普及、啓発などに努めています。

・入会方法

当協会の目的・趣旨に賛同いただける方なら、個人、団体、企業などどなたでもご入会いただけます。

入会をご希望の方は、入会申込書に必要事項をご記入のうえ、協会事務局へ郵送又はFAXにてお申込みください。入会申込がありましたら、会費納入用のゆうちょ銀行振込用紙をお送りします。 ※入会申込書は下記のHPからも入手できます。

会費（年額） 個人会員・・・1口1,000円（1口以上）

団体会員・・・1口10,000円（1口以上）

・正会員、賛助会員

正会員とは、本会の事業に参加するため入会した個人又は法人・団体です。賛助会員とは、本会の事業を賛助するために入会した個人又は法人・団体です。

【定款抜粋】

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者で、理事会の決議により推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第13条 総会は、第6条で定める正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権 限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

一般社団法人 岡山県精神保健福祉協会事務局

〒700-0915 岡山市北区鹿田本町3-16

岡山県精神科医療センター内

TEL：086-225-3821 内線1340 FAX：086-234-2639

HP：<http://okayama-mental.jp/>

一般社団法人岡山県精神保健福祉協会

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

(一社) 岡山県精神保健福祉協会長 殿

本協会の趣旨に賛同し、次のとおり入会します。(該当箇所に○印をしてください)

- ・個人会員 正会員 賛助会員
- ・団体会員 正会員 賛助会員

氏 名 (又は団体名)	
担当者名 (団体の場合は記入)	
郵便番号	
住 所	
電 話	
メ ー ル (必須ではありません)	
職業・勤務先 (必須ではありません)	

※正会員は、総会(例年6月)への出席をお願いします。(欠席の場合は委任状を提出していただきます)

※入会の申込みを確認し次第、会費納入用のゆうちょ銀行振込用紙をお送りします。

(一社) 岡山県精神保健福祉協会事務局

〒700-0915 岡山市北区鹿田本町 3-16 岡山県精神科医療センター内

TEL : 086-225-3821 FAX : 086-234-2639